

遺言のススメ ～その6～



遺言を作りたいけれど、どうやって作ったらいいのでしょうか？
遺言の作成方法は数種類ありますが、今回は、良く使われている自筆証書遺言と公正証書遺言の作成方法並びに特徴についてみていきましょう。

1 遺言の作成方法

遺言の作成方法は民法で定められています。民法で決められた方法で作成していない場合、せっかく作成した遺言が無効となる可能性がありますので注意が必要です。まずは、自筆証書遺言と公正証書遺言の作成方法をご紹介します。

2 自筆証書遺言

自筆証書遺言は、遺言者が遺言の全文、氏名、日付を自書し、印を押した遺言です。「自書」ですので、字を書けない場合は作成できませんが、遺言部分と一体のものとして添付する相続財産の目録については、自書ではなく、パソコン等で作成することが可能です。

尚、遺言や相続財産の目録中の加除その他の変更をする場合、変更の方法も民法で定められていますので注意しましょう。

遺言を手軽に作成したい場合、安価に作成したい場合、急いで作成したい場合にお勧めの方法といえます。

3 公正証書遺言

公正証書遺言は、法律の専門家である公証人が関与して作成する遺言です。公証人が遺言者の遺言の趣旨を文章にし、証人2人の立会のもとで遺言を読み上げた後、内容に問題がなければ遺言者及び証人が遺言に署名・押印します。作成した公正証書遺言は公証役場で保管され、遺言者には同じ内容の正本と謄本が手渡されます。作成の際には、財産の価額に応じた手数料が掛かります。

時間や費用は掛かっても公証人が関与した法律的に問題ない遺言を作成したい場合、遺言の保管に不安がある場合にお勧めの方法といえます。

4 最後に

自筆証書遺言と公正証書遺言の特徴を図にしました。それぞれメリット・デメリットがありますので、良く比較して、ご自身に合った方法を選択して下さい。

また、作成方法を選択する際には、遺言を遺された人が各種の名義変更手続きに使用しやすい方法であることも考慮しましょう。

遺言は、ご自身の大切な財産を誰に遺したいかを明確にするものです。遺言は一度しか作成できないものではなく、何度でも作成することができますので、ご自身の納得できる遺言を作成して下さい。

遺言に関するご質問等がありましたら、お近くの司法書士にご相談下さい。

	自筆証書遺言	公正証書遺言
作成のタイミング・作成場所	いつでも、自分の好きなタイミング・好きな場所で作成できる	公証人や証人の協力が必要。 原則として公証役場で作成するが、公証人が出張して作成することもある
証人	不要	2名必要
手数料	原則として無料。遺言書保管制度（※1）を利用する場合は所定の手数料が発生。	財産の価額に応じて公証人の手数料が掛かる
検認（※2）	原則として必要。遺言書保管制度を利用すれば不要。	不要
保管方法	原則として、遺言者本人が適宜の方法で行う。遺言書保管制度を利用すると法務局で保管。	原本は公証役場で保管される。本人には正本・謄本が渡される。
変造・偽造のおそれ	ある。遺言書保管制度を利用すればない。	ない

※1 遺言書保管制度とは、自筆証書遺言を法務局で保管する制度です。

※2 検認とは、家庭裁判所で遺言書の外形を検証して、その成立・存在を確保する手続きです。

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内（相談は無料です）

こんな内容で困っている方は、迷わずご相談ください

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| ○相続した不動産の名義を変更したい | ○敷金・賃料トラブルで困ってる |
| ○借金がいっぱいでもうしたらいいのかわからない | ○相続問題はもうしたらいいのかわからない |
| ○親族が認知症で困っている | ○会社を設立したい・・・など |

【電話相談】…予約は **不要** です。

- ・月曜日～金曜日の14時～17時
※火曜日は成年後見に関する専門の相談員が担当しています
- ・電話相談は ☎ 054-289-3704
※相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。

【面談相談】…新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、1月25日（火）より当面の間、中止させていただきます。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

※ 法務局に提出する申請書や添付書類の書き方、裁判所に提出する申立書類の書き方については、お答えできかねますのでご了承ください。